

第13回大和高田市個人情報保護運営審議会 会議要録

◇日 時：平成30年7月23日（月）午前10時05分～午前10時55分

◇場 所：大和高田市役所 4階会議室

◇出席者

委 員 石黒良彦 布施正保 片桐直人 野島佳枝 桐山修一

傍 聴 人 なし

事 務 局 法務情報課：課長 島田康貴、課長補佐兼情報管理係長 柏田守彦、
法務係長 岡崎剛史、法務係主事 西川以純、
情報管理係主査 松田恵司

担 当 課 生活保護課：課長 勝本安彦、課長補佐 仲西貴代、主任 北村周子

そ の 他 北日本コンピューターサービス(株)：辻氏、柴田氏

富士通エフ・アイ・ピー(株)：村山氏

◇諮問案件 生活保護等の受給者への医療扶助に係るレセプト管理システムをクラウドサービスに移行することに伴い、本市の電子計算機と富士通エフ・アイ・ピー株式会社が所有するデータセンターの電子計算機を結合することについて

◇会議内容

事務局（岡崎）	お待たせいたしました。ただいまから、第13回大和高田市個人情報保護運営審議会を開催いたします。本審議会の開催に当たりましては、「大和高田市審議会等の会議の公開に関する条例」に基づき、市ホームページの方で一般傍聴者を募集いたしました。その結果、本日は傍聴を希望される方はおられませんでしたので、ご報告させていただきます。また、本日の会議内容につきましては、議事録作成の正確性を期するため、事務局にて録音させていただきます。あらかじめご了承ください。それでは、初めに法務情報課長の島田からご挨拶を申し上げます。
事務局（島田）	こんにちは。法務情報課長の島田と申します。本日はお忙しい中、また大変暑い中、ご出席賜り誠にありがとうございます。今回は、前会長の山田磯子委員がご退任されて以降に開催させていただきます、最初の審議会ということになりますので、まず、後任の会長と職務代理者を選出させていただきます。そして、新しい会長の下で、本日の諮問事項であります、「生活保護等の受給者への医療扶助に係るレセプト管理システムをクラウドサービスに移行することに伴い、本市の電子計算機と富士通エフ・アイ・ピー株式会社が所有するデータセンターの電子計算機を結合することについて」をご審議いただくこととなります。本案件につきましては、大和高田市個人情報保護条例第10条「実施機関は、個人情報

	<p>報の電子計算機処理を行うに当たっては、市の実施機関以外のものとの間において通信回線による電子計算機の結合をしてはならない。ただし、法令等に規定があるとき、又は実施機関が審議会の意見を聴いた上で、公益上必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害しないと認めるときは、この限りでない。」との規定に基づき、電子計算機の結合の可否について、皆様のご意見をお聴きするものであります。後ほど、各担当課から詳しい説明をさせていただきます。委員の皆様には、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
事務局（岡崎）	<p>ありがとうございました。それでは早速議事に移らせていただきます。まずは、後任の会長を選出していただきたく存じます。会長を選任されるまでの仮議長は、年長の委員ということで布施委員にお願いしたいと存じます。布施委員、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
仮議長	<p>それでは、会長が決まるまでの間、仮議長を勤めさせていただきます。どうぞ、よろしくご協力をお願いいたします。早速ですが、「次第1 会長の選出について」を議題とさせていただきます。会長の選出につきましては、大和高田市個人情報保護運営審議会規則第2条第2項に「会長は委員の互選により定める」となっておりますが、いかがいたしましょうか。</p>
石黒委員	<p>議長にご一任したいと思います。</p>
仮議長	<p>議長一任のご意見がありましたので、そのようにさせていただいてよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>（異議なしの声あり）</p>
仮議長	<p>異議なしの声がありましたので、それでは、この審議会での経験が豊富な石黒委員を会長に選出したいと思います。皆さん、ご意見いかがでしょうか。</p>
委員	<p>（異議なしの声あり）</p>
仮議長	<p>石黒委員、よろしいですか。</p>
石黒委員	<p>お引き受けさせていただきます。</p>
仮議長	<p>それでは、会長が選出されましたので、これからの議事進行については石黒会長にお願いすることにいたします。 どうもご協力ありがとうございました。</p>
	<p>（石黒委員、会長席へ移動）</p>
議長（会長）	<p>それでは皆様よろしくお願いいたします。 では、改めまして議事を進行させていただきたいと思っております。お配りしております資料の「次第2 会長の職務代理者の指定について」に入らせていただきたいと思います。</p>

	<p>職務代理者は、大和高田市個人情報保護運営審議会規則第2条第4項に従いまして、会長が指名させていただくということになっております。野島委員にお願いしたいと思っております。</p>
野島委員	<p>お引き受けいたします。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、お配りしております資料の「次第3 審議案件」に入らせていただきたいと思います。</p> <p>「生活保護等の受給者への医療扶助に係るレセプト管理システムをクラウドサービスに移行することに伴い、本市の電子計算機と富士通エフ・アイ・ピー株式会社が所有するデータセンターの電子計算機を結合することについて」、この審議に移らせていただきたいと思います。</p> <p>まず、担当課の方からご説明していただきたいと思います。入室の手配の方をお願いいたします。</p>
	<p>(担当課、入室)</p>
議長（会長）	<p>それでは、自己紹介の方からお願いいたします。</p>
	<p>(担当課職員が諮問案件について詳細説明を行った。)</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございました。</p> <p>保護課長の方から、システムの結合が必要になった経緯について、過去の生活保護等版レセプト管理システムのメンテナンス終了時期を迎えたということで、富士通エフ・アイ・ピー株式会社さんのオンプレミス型からクラウド型への切り替え、それがシステム変更の経緯のきっかけになったと説明いただきました。そして、このシステム自体の例外規定の適用における公益性と安全性の確保についてですが、公益性については紙レセプトの印刷出力等が不要になって事務負担が軽減されること、セキュリティの高いデータセンターで保管されることからデータ保存などについても安全性が高まるとのお話がありました。また、安全性の確保についても、専用端末にアクセスできる権限を持つ職員をログインIDやパスワードなどによって厳格に管理すること、クローズドの回線やLGWANの回線を使うことによって情報漏えいへの対策がとられていること、といった説明だったと思います。さらに、富士通エフ・アイ・ピー株式会社さんのログインシステムについては、厚労省が平成21年の事務連絡で一応推奨しておりまして、全国で9割弱のシェアを占めるといった内容でよろしいですね。</p>
担当課（勝本）	<p>はい。</p>
議長（会長）	<p>続いて、北日本サービスさんから、先程の保護課長さんのご説明について、システムの概要を技術的な面で補完していただくことはあります</p>

	か。
北コン（辻）	<p>北日本コンピュータサービスの辻と申します。元々弊社が大和高田市様の生活保護システムの導入ベンダーをさせていただいておまして、この生活保護等版レセプト管理システムの導入が始まった平成23年の頃から販売代理店としてこちらの方も導入させていただいているという経緯がございます。今回は、現行のレセプト管理システムからクラウド版のレセプト管理システムへのご提案についても、引き続き弊社がさせていただきまして、北日本コンピュータサービスと開発元の事業者である富士通エフ・アイ・ピー株式会社から今回の改良に参加させていただいております。</p> <p>まず、先程勝本課長からのご説明に補足させていただくと、これまでシステムのバージョンアップ対応、リビジョンアップ対応、法改正対応といったところは、全て自治体様にプログラムを送付させていただき、適用していただいていたというような経緯があります。これがクラウド版になりましたら、全てデータセンターの事業者側の方で行わせていただく、というところも変更点としてございます。あとは、これまでは再審査請求資料等は紙媒体でデータを保存していただいていたところ、全てデータセンター側の方で管理、保存するということも業務効率の向上につながる部分とっております。また、現状ですとサーバを保護課様内に置かせていただいておりますので、仮に天災、災害等があった場合に対して、データセンター側にサーバ環境を置かせていただくことで安全性が高まるほか、サーバを置いていただいていることで、例えば、毎朝きちんと電源が立ち上がっているか、バックアップが正常に取れているかというような確認作業をしていただいていたところ、今後はそういったところもベンダー側で責任を持って対応させていただく、というようなところもメリットとして挙げられます。</p> <p>簡単ではございますが、大きな変更となることを補足させていただきました。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございました。</p> <p>今日始めてご参加いただいた先生方もいらっしゃるかとは思いますが、これまでも片桐先生などに主に寄りかかって色々ご質問等をお願いしてきた経緯がございます。ご担当課と北日本コンピュータサービスさんから色々ご説明があったと思うのですが、なかなか私ちょっと的確な質問も出来かねるのですが、委員の先生方、担当課からのご説明に対してご意見、ご質問などございませんでしょうか。</p>
片桐委員	私からいくつもあるんですけど。まず、このクラウドサービスのシス

	<p>テム自体は既に実績もあるので、それ自体の安全性等について疑うのでは全然無いです。むしろ法令との関係が気になっているというか、本市の個人情報保護条例との関係でいくつか整理させていただきます。</p> <p>まず、今回の諮問というのは第10条に基づく諮問ということだと思いますよね。地方公共団体の個人情報保護法制ってかなりバラバラで、新規電算機処理の開始の段階で審議会に諮る場合と、新規結合のときにだけかけている場合があるのですが、前回か前々回の時に、本市では新規結合のときにだけかかると説明を受けた記憶があるんですが、その理解でよろしいですか。その根拠は第10条ですよ。</p>
法務情報課長	はい。
	そうだとすると、今回は何と何が新規結合することになるんですか。
議長（会長）	結合する形態が変わるだけであって、相手先の事業者など全て同じですね。
片桐委員	というよりも「結合すらしてないんじゃないか。」という気がするのです。何と何の個人情報がオンライン上で新規に結合されて通信されるようになっているんですか。
議長（会長）	ご指摘の件について、事務局からご見解頂けますか。
事務局（岡崎）	おっしゃるとおり、結合の形態が変わるだけで新規の結合という形ではないのですが、本市の場合、本庁舎内で管理しているサーバをクラウド上、つまり市庁舎の外に出して運用する場合に審議会にお諮りすることとしています。条例上で規定するオンライン結合の定義とは若干違うのですけれども。
片桐委員	<p>そうですね。そういう意味で電算処理の形態が変わるときにも審議会を使うのであれば、それはまず条例改正した方がいいんじゃないですかっていうことと、むしろ、そういうときにこそ審議会をやる方がいいんじゃないですかとも思うんです。そういうときにやるやらないの判断が、条例ベースではなくてアドホックになりませんか。ここは個人情報保護の体制としてどうなんだというのは思っているんです。他市で新規電算処理の開始とか形態が変わるときに、全部審議会やっているところを知っているんですけど、これだともすごいコストがかかるんですね。それであるならば、そこを整理してどういうときに諮問をするのかっていうことは事務局の方で一度整理をして、条例改正も含めて一回考えた方がいいんじゃないかっていうところは常に思っているところです。じゃないと、我々の方もいったい何を重点的に審議するのかっていうところが決まらないのですよ。もっと言ってしまえば、例えばそれに向けて、専ら技術面であれば、こんなに法律家を入れる必要はなくて、もっと技</p>

	<p>術者さんを入れた方がいいでしょうし、逆に法令系の方をやるというのであればそこを重点的に説明していただいた方が良いでしょう。この辺は毎回本市の運営についてはご意見申し上げますけど、そこは真剣に考えていただきたいというのが一点です。</p> <p>その上でなんですが、結合の形態が変わるということで、外に出たときのリスクの部分を中心に考えると、このレセプト管理システムが市内LANではなくてLGWAN経由で動くって話なので、この先端の安全性もさることながら、LGWANの安全性っていう話にもなりまして、そういう意味ではLGWANを使っている以上は、ここの安全性を議論しても仕方が無いですよ。では最終的にどこが問題になるかといえば、既存職員の端末の管理ということになります。その点でいくつか聞かせていただきたいんですけども、この北日本コンピュータサービスさんがお持ちいただいている資料の図でいえば、本市と本市以外の電算処理機との結合の場面というのは、本市のデータベースと本市以外のデータベースが結合されて一体処理されるような場면을条例は想定しているはずなんですよ。ですけどクラウド化した場合、本市側にデータベースはないという話なんですよ。となると、一応、個人情報扱っているということで、本市のデータベース内部の安全性については、LGWANの安全性に対する実績があるということで問題ない。そうすると、端末の部分のセキュリティを議論するのが筋じゃないのかと思うんです。この観点から少し聞かせていただきたいんですけども、諮問事項の最初のページで、「1. 諮問の内容」っていうところの二段落目に「本市の電子計算機と富士通エフ・アイ・ピー株式会社の電子計算機とを結合」と書かれていますけれども、この電子計算機というのは職員端末という理解でいいんですか。</p>
担当課（勝本）	そうです。
片桐委員	<p>その上でなんですけど、次の段落に移っていただいて「レセプト管理システムの概要」のところ、二段落目に「実施機関では、受領したレセプトデータの内容を突合している」とありますが、「突合し」ということは、レセプトデータと何かを突合しているはずですよ。これは何ですか。</p>
担当課（勝本）	被保護者の個人情報です。
片桐委員	突合は電子計算機上でやるんですか。それとも目検（目視）でやるんですか。
担当課（勝本）	どちらも行います。
片桐委員	電子計算機上で突合するときにはどういう方法でやるんですか。

担当課（勝本）	生活保護システムの本体で・・・
片桐委員	本体とLGWAN回線でこのクラウドサービスをつなぐということですか。そういうことであるならばその部分のセキュリティをもう少し詳しく説明してくれないと困るんです。
担当課（勝本）	わかりました。一旦、LGWANから頂いたデータを・・・
片桐委員	それは何のデータですか。
担当課（勝本）	支払基金から、送られてくるレセプトデータです。
片桐委員	それは従来そうだといいことですよ。
北コン（辻）	補足させていただきますと、従来のシステムも今回のシステムも、支払基金さん経由で送られてくるレセプトデータに対して、生活保護システムから医療券や調剤券というところの発券履歴と、それに伴う被保護者情報を出力して突合し、診療情報に対して生活保護システムから出す情報がきちんと合うかどうかということが一番大きな業務の内容となっております。それは従来から行っているんですけども、レセプト管理システム上で突合作業を行うところが大きなところとなっております。
片桐委員	従来だと、社会保障支払基金からレセプト情報が送られてくるんですよ。これはフロッピー等ですか。「電子媒体の」と記載されていますが。
北コン（辻）	はい、そうです。
片桐委員	それを、生活保護システムのデータベースに取り込んで結合させるんですよ。
北コン（辻）	いえ、生活保護システムからデータを吐き出す形になります。
片桐委員	その突合は従来どこでしていたんですか。
北コン（辻）	レセプト管理システム上でやっております。
片桐委員	ということは、レセプトデータが送られてくるんだけど、「電子媒体のレセプトデータが送られてくる」、これはどういうことですか。
北コン（辻）	従来は、レセプトデータ自体は、支払基金さんとレセプト管理システムとが直接専用線を引いていただきまして、その上で受領されている形になります。
片桐委員	そうすると、このレセプト管理システムのサーバが本庁にあって、そこに生活保護受給者データを突っ込む形になるという意味ですね。
北コン（辻）	そうです。
片桐委員	今回もその形になるとすると、生活保護システムから吐き出された生活保護受給者データが「A福祉事務所」、この図しか具体的な図がなさそうなのでこの図でお話しますけれども、この「A福祉事務所」が生活保護受給者データを送ってそれをレセプトデータと突合させるという形になるんですね。

北コン（辻）	そうです。送っていただいた生活保護受給者データをシステム上でレセプトデータと突合させる作業をします。データとしては、データセンター内部にあるという形になります。
片桐委員	ということは、生活保護受給者データ自体は、生活保護システムからL G W A N回線を通してデータセンターにある、レセプト管理システムのサーバの方に送られるということになるんですね。
北コン（辻）	そうですね。
片桐委員	だとすると、新規結合にかかっているのは生活保護受給者データのほうじゃないですか。
北コン（辻）	そうですね。
片桐委員	レセプトデータ自体は外に持ち出してしまうので、過去のデータをクラウドサービスに上げるとかの作業をしない限りデータ移転するのはほぼ一回限りで、むしろ継続的に結合されていくのは生活保護受給者データの方だという理解でいいですか。
北コン（辻）	そうです。生活保護受給者データの方を受領する形になります。
片桐委員	そうだとすると、一番のセキュリティ上の問題は、本庁内にある人を介してレセプト管理システムに生活保護受給者データを入れるわけだから、その点でお伺いします。そもそもこの生活保護受給者データの管理はどうなっているんですか。この部分は最初に述べた部分と関連してくるのですが、新規電算処理をしたときから我々の方で一貫してチェックしていないんです。そういう条例の建前になっていないから。新規で市外に動かすという時点で初めてチェックが入る形になっているので、この部分というのはノーチェックなんですよね。勿論、基本的には市の方で善管注意義務の下、厳重な管理をさせていただいているんですけども、この辺の管理システムを説明していただかないと、過去の審議会の経緯からもわからないし、誰にもわからないことになるんです。この部分はどうなっているんですか。
担当課（勝本）	生活保護システムのデータ管理ですけども、まず顔認証システムでパソコンに入りまして、個人のパスワードを入力しないと開かない状況になっております。
片桐委員	そこから持ち出しというのはどういう場合にできるんですか。
担当課（勝本）	持ち出しの場合は、U S Bを使用します。U S Bはどんなものでもというわけではなくて指定されたものでしかできない仕様です。
片桐委員	その持ち出しの記録というのはどのようにされているんですか。
担当課（勝本）	毎日金庫管理はしておりますけれども、持ち出しの台帳も作成しております。

片桐委員	今回もUSBでデータを入れるということでいいんですか。つまり、オンライン結合はしないということですか。
担当課（勝本）	はい。
片桐委員	<p>これも毎度言っていることなんですけれども、本来その部分も、実施機関で規則や内規なりを作っているはずなんです。文書化されているかはともかくとして、何らかのルールはあるだろうと思うんです。これが文書化されていないというのであれば、文書化された方が良いのではないかというのが一点目、そして、文書化されているのであれば、その文書を審議会のときには併せて出していただきたいというのが二点目です。</p> <p>その上で今回の結合に関連してなんですけど、生活保護受給者データのUSBによる持ち出しの点で、データの情報保護が図られているという考え方もあるんですけども、それをクラウドに流し込む段階でもリスクがあると判断するのであれば、これを入れるときのルールも整備する方が良いのではないのかというところなんです。その際に、セキュリティ仕様「2. 利用者アクセス管理」の部分を見てみますと、権限者が3種類いて、「代表者」「運営者」「点検者」、システムを動かすために、実施機関でこれらの権限者に誰が該当するかを割り振らなければいけないと思うんです。少なくとも見積もってもこの部分にはルールがいるわけで、この部分のルールはどうなっているんですか。</p>
担当課（勝本）	今マニュアルを作成中のごさいますて、日報管理も予定しております。委員さんがおっしゃった「2. 利用者アクセス管理」については、保護課長が責任を持つてすることを予定しております。
片桐委員	それは保護課長が代表者になるということですか。
担当課（勝本）	この権限の中の「自治体代表者」と「自治体運営者」という部分が保護課長です。
片桐委員	今度は事業者さんに聞きたいんですけども、「自治体代表者」と「自治体運営者」は分けないで一体で運営していいということですか。そうすると、権限をフルスペックで持つ人が一人出てくるということになるんですけど。
北コン（辻）	今回、権限を3パターン設定できるようになっておりまして、まず「自治体の代表者」、今回は勝本課長様がIDとパスワードの管理をする権限があり、パスワードの運用の管理責任者になっていただこうかなと考えております。「自治体運営者」という権限につきましては、業務の担当者様のみデータの取り込みや出力をしていただけるという形でやっいてこうと考えております。「自治体点検者」については、大和高田市様につい

	<p>では今回使わないような形でいこうと考えているんですけども、必要に応じて、「自治体点検者」がデータの取り込み、出力の権限を与えられずにレセプトデータ等を見ることができる、という権限も作ることが可能となっております。</p>
片桐委員	<p>今のご説明と、先程の課長のご説明がなんとなく食い違っているような感じもあるんですけども、今のご説明に合わせるということでしょうか。課長が「自治体代表者」と「自治体運営者」を同時に兼ねることはできなさそうなんですけど。</p>
担当課（勝本）	<p>「自治体代表者」は勿論私ですが、「自治体運営者」については、今説明したように実際に業務を行う方ですけども、その業務を行う方を私が管理する、という認識です。</p>
片桐委員	<p>何故権限を分けるのかということ、分けないと権限をフルスペックで持つ人が出てくるからですね。そうすると、課長が「自治体代表者」であれば「自治体運営者」になれない、ということですけど、それでよろしいですか。</p>
北コン（辻）	<p>はい。ただ、どの方にどういった権限を振り分けるかといったところは勝本課長がすることとなります。</p>
片桐委員	<p>それは勿論わかりますよ。</p>
担当課（勝本）	<p>ご指摘がありましたように、私が「自治体代表者」として管理責任を負うとしまして、「自治体運営者」の権限につきましては課題とさせていただきます。私以外の者でさせていただきたく思います。</p>
片桐委員	<p>そういう風にお答えになれますと、結局データを事務端末に入れるというリスクをどのように減らすか、どのように法的に、あるいはルール上対応するかは未定という答えになってしまうんですね。しかし、未定と言われてしまうと、我々としては未定という答えに対して大丈夫とお答えすることが難しい気がするのですが。</p>
担当課（勝本）	<p>おっしゃるとおりです。「自治体代表者」は保護課長、「自治体運営者」は保護課庶務係長ということになります。</p>
片桐委員	<p>そういうことですね。繰り返しになりますが、そういうことも含めて審議をするということが期待されていて、「こういう体制がとられている。そして全体を合わせて初めて権利保護が適う。」というのがそもそも最高裁判例の考え方であろうと思いますし、妥当な審議の仕方ではないかと思うんです。私も徒に審議を止めるつもりは全然ないのですが、本市の審議会は常に「データ上、実際の業務はどうなっているのか」は丁寧にご説明いただくのですけれども、「法令上のリスク管理をどのように</p>

	しているのか」が全然わからないんですよ。この部分をルールとしてお示しいただきたい。これは毎回言っているのですけども、重ねてご指摘させていただきたいと思います。私の方からは以上です。
議長（会長）	どうもありがとうございました。他に委員の先生方から、ご意見、ご質問等ございませんか。
委員	（特になし）
議長（会長）	どうもありがとうございます。まず、そもそも今回問題になっている審議案件が個人情報保護運営審議会の審議対象として厳密に該当してくるのかといったところの議論が一つあったと思います。それについては、大和高田市個人情報保護条例第10条の条文の文言を厳格に解釈していくと、先生からご指摘があったような問題が出てくるのかもしれませんが、その辺についてはもう一度、次回からご検討していただくということにして、審議案件については、これに対する答申を出させていただきたいと思います。それで皆さんよろしいでしょうか。
委員	（異議なし）
議長（会長）	<p>ありがとうございます。私もお伺いして過去に記憶が蘇ってきたのですけれども、確か前回、前々回も片桐先生中心に、運営マニュアルや要綱、それらの文書化された規定があったらご提出いただきたいというご指摘があったと思います。法務担当課と情報システム担当課が一緒になったこともありますし、次回以降はそちらのご手配もよろしく願いしたいと思います。</p> <p>それで今、色々ごもっともなご指摘があったかと思いますが、こちらのご指摘を踏まえて今後の運営、特にクラウドサービスに個々の生活保護受給者データを載せて支払基金から来たレセプトデータと突合する際に、担当者の方の人的請求権の確保などですね、そちらの方の厳格な運営というのは大丈夫でしょうか。</p>
担当課（勝本）	大丈夫でございます。
議長（会長）	それではとりあえず私どもとしては、今回、審議案件とさせていただいた事項につきまして、個人情報保護条例第10条但し書きに基づいて、市の実施機関以外との電子計算機との結合などについて適正と認めるかどうか、公益上の必要があるか、かつ、個人の権利利益を侵害しないものであるかどうか、それについて一定の回答をしなければなりません。それについて色々問題点はあるかと思いますが、とりあえずクラウドサービスの実施は、全国的に切り替わることで決まっているわけですよ。
担当課（勝本）	はい、そうです。
議長（会長）	それで、大体9割弱のシェアを占めているとお話を伺いましたが、ほ

	とんど同じようなシステムで、LGWANでされるということですか。
北コン（辻）	はい、この富士通エフ・アイ・ピーさんが開発されたレセプトプラスという、LGWANを使うサービスについては、基本どこの自治体さんもこのLGWAN—SPという形をとられています。
議長（会長）	あとはシステム以前に、内部の職員さんについて厳格な運用をしていただければ、認めていいのではないかと思います。皆さんご意見いかがでしょうか。
委員	（異議なし）
議長（会長）	ありがとうございます。
担当課（勝本）	ありがとうございます。
議長（会長）	<p>それでは、先生方のご了解を得ることができましたので、本審議会といたしましては、生活保護等の受給者への医療扶助に係るレセプト管理システムをクラウドサービスに移行することに伴い、本市の電子計算機と富士通エフ・アイ・ピー株式会社が所有するデータセンターの電子計算機を結合することについて、大和高田市個人情報保護条例第10条但し書きに該当するものと判断させていただきたいと思えます。</p> <p>本日の審議事項として挙げられている議事日程としては以上となりますが、最後に事務局から何かご連絡などはございますか。</p>
事務局（岡崎）	はい。貴重なご意見ありがとうございました。本日の内容につきましては事務局にて答申書と会議要録として取りまとめまして、出席委員の皆様のご確認を得た後、市長の方に報告させていただきたいと思えます。
議長（会長）	ありがとうございます。最後に一言だけ付け加えさせていただきたいのですが、先ほど片桐先生からご意見ありました様に、この審議会の運営自体のコンセプト、どういう観点からどういう内容の検討を私どもに依頼するのか、法的な観点からか、あるいは技術的な、システム的な権利保護の安全性の観点からか、ある程度もう少し練っていただければ助かります。
片桐委員	それはどっちもやらないといけないと思うんです。その際に必ず参照していただきたいのは、住基ネットに関する最高裁の判決がありますので、そこで、法令をちゃんと守っているか、システム上きちんと安全措置が取られているか、審議会ですというリスクを監視する措置を行っているか、複数の要素が挙げられているかと思うんです。そういうことに留意をしていただきながら、何をどういう風に審議していくのかというイメージを持っていただくのがいいかと思います。
議長（会長）	ありがとうございます。ではその点を踏まえて、今後の審議会の運営に活かしていただければいいかと思います。では、その他皆様何かご意

	見はございませんでしょうか。
桐山委員	すみません、よろしいでしょうか。
議長（会長）	はい。
桐山委員	今回頂いたサービス契約書で気になるところがあったんですけど、第11条ですね、甲である大和高田市側が解除できる事項が列挙されているうち、列挙されているものの（４）、第14条っていうのが第13条ではないのかなど。14条は損害賠償請求云々の話なので・・・
議長（会長）	そうですね、ありがとうございます。他にございませんでしょうか。それでは無いようですので、本日の審議会はこれをもって閉会とさせていただきますと思います。長時間のご審議、ありがとうございました。